諸塚村妊産婦通院費助成事業実施要綱

令和５年４月１日要綱第 23 号
改正 令和７年７月１日要綱第 16 号
改正 令和８年４月１日要綱第 ６ 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊産婦が妊婦健康診査及び産後健康診査並びに産後ケア（以下「健診等」という。）のために、医療機関等へ通院することに関し、その交通費に関する費用の一部を助成することにより、妊産婦の経済的負担の軽減を図り、もって母子保健の向上及び少子化対策の促進を図る。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、諸塚村に住所を有する妊産婦であって、定期の健診を受診した者並びに産後ケアを利用した者とする。

(助成額等)

第3条 助成額及び助成回数の上限は、1度の出産につき別表のとおりとする。

2 出産前後で村外に里帰りし、産婦人科医院等までの移動時間が概ね 1 時間を超えない場合、又は入院をした場合は当該期間の通院については助成対象外とする。

(申請及び申請期限)

第4条 前条の助成を受けようとする者は、諸塚村妊産婦通院費助成事業申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて、妊婦健診分は出生の日から 6 月以内、産後健診分は産後健診の最終受診日から 6 月以内、産後ケア分は産後ケアの最終利用日から 6 月以内に村長に申請するものとする。また、妊婦健診分は複数回に分けて申請することを可能とする。

2 流産または自然死産の場合は、事実の発生の日から６月以内に行うものとする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

(申請に対する決定等の方法)

第5条 村長は、前条の助成金の申請を受けたときは、内容を速やかに審査し、その結果を当該申請者に対し諸塚村妊産婦通院費助成金交付決定（却下）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の取り消し)

第6条 村長は、偽りその他不正行為によって助成金を受ける者があるときは、その者から当該助成した金額の全部または一部を返還させるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則（令和５年４月１日要綱第 23 号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和７年７月１日要綱第 16 号）

この要綱は、令和７年７月１日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附 則（令和８年４月１日要綱第６号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表（第3条関係）

助成の区分	助成回数の上限	距離（片道）	助成額	距離（片道）	助成額
①妊婦健康診査 ②産婦健康診査 ③産後ケア	①14 回 ②2 回 ③日帰り型5回 宿泊型 5回	100km 未満	2,000 円	300km 以上 350km 未満	12,000 円
		100km 以上 150km 未満	4,000 円	350km 以上 400km 未満	14,000 円
		150km 以上 200km 未満	6,000 円	400km 以上 450km 未満	16,000 円
		200km 以上 250km 未満	8,000 円	450km 以上 500km 未満	18,000 円
		250km 以上 300km 未満	10,000 円	500km 以上	20,000 円